

熱中症対策に係る現場管理費補正の運用の一部改訂について

～お知らせ～

令和5年(2023年)6月
山陽小野田市監理室

本市では、工事現場における熱中症対策に係る費用として、現場管理費を補正することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に移行されたことを踏まえ、下記のとおり、運用を一部改訂することとしましたので、お知らせします。

記

1. 真夏日の定義の見直し

(改定後) 日最高気温(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温)が30℃以上の日、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の日。

(改定前) 日最高気温(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温)が30℃以上(新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては28℃以上)の日、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の日。

2. 適用日

令和5年6月15日から適用する。